

調達部門の取り組みに関する表彰の審査基準

共通基準部門、個別基準部門ごとに審査基準を定めます。以下基準で計れない優れた取組が見られる場合には審査員特別賞を設けることとします。

(1) 共通基準部門賞

a) 取り組みの先進性、社会的影響力の大きさ等

先進的な取り組みを実施する調達コードの項目該当数や難易度も勘案し、認知度等絶対的な社会的影響力だけでなく、企業規模に鑑みた取り組みの先進性や影響力についても考慮して、候補者の取り組み内容を相対的に評価して判断します(中小企業の取り組みが過少評価されないよう留意します)。

審査に際しては、以下の項目ごとに判断し、対象者が実施する優れた取り組みが複数ある場合や他に勘案すべき点についても配慮します。

- ① 取り組み内容の評価: 先進性(相対的に進んだ取り組みか)、独創性(創意工夫があるか)
- ② 取り組み内容の効果: 有効性(取り組みにより効果的な成果が出ているか)
- ③ 取り組み内容の展望: 発展性・将来性(今後発展していく可能性があるか)、事業性・持続性(継続して取り組みができるか)
- ④ 取り組みの社会への影響力: 波及効果(他への影響力があるか)、模範度(取り組みや仕組みが他の模範となるか)

b) 調達コードへの適合度の高い取り組みについての取り組み主体の宣言、公表の実施

審査対象となる優れた取り組みについての自社 HP、会場内、最終製品提供時等の公表状況を確認し、候補者の実施度合を相対的に評価して判断します。

(2) 個別基準部門賞

a) 認証品等及び推奨品目の調達の絶対量及び相対的な調達割合

該当物品ごとの認証品等及び推奨品目の調達の難易度や取り組みの工夫も勘案して審査します。

b) 認証品等及び推奨品目の使用についての取り組み主体の宣言、公表の実施

審査対象となる優れた取り組みについての自社 HP、会場内、最終製品提供時等の公表状況を確認し、候補者の実施度合を相対的に評価して判断します。